

中学校校則の見直しに関する提言

2020年10月30日

佐賀県弁護士会

当会は、中学校校則の見直しに関し、次のとおり提言を行います。

目次

提　言	2
理　由	2
第1　はじめに一校則を巡る昨今の状況と弁護士会が提案をする理由ー	2
第2　子どもの権利主体性と校則による制限の可否及び限界.....	3
1　子どもの人権及び子どもの権利.....	3
2　校則の定義及び法的根拠.....	5
3　校則の内容及び校則による規制の正当化要件・規制の限界.....	6
4　子どもの権利の明示	8
5　生徒の参加	8
第3　佐賀県立中学校、佐賀市立中学校の校則からみる具体的問題点	8
1　はじめに	8
2　規制に真に必要かつ重要な学校教育上の目的が認められない、または規制目的と規制手段との間に実質的合理的関連性が認められないと考えられる校則	9
3　校則の意義、子どもの権利主体性の宣言の導入	15
4　生徒や保護者の意見を取り入れる手続の導入.....	15
第4　結論	16

記

提 言

- 1 校則の中には、不合理なもの、時代にそぐわないものもあることから、改めて内容を精査し、その際には、規制目的が真に必要かつ重要なものと認められるか、規制目的と規制手段との間に実質的合理的関連性があるかという観点から見直すべきです。
- 2 子どもの権利を校則の中に明言すべきです。
- 3 校則策定・変更手続をもうけるとともに、同手続においては、子どもや保護者の意見を聴取するまたは協議する等、子どもを関与させる仕組みを作るべきです。

理 由

第1 はじめに一校則を巡る昨今の状況と弁護士会が提案をする理由－

昨今、学校の校則の中に、不適切であったり時代に合わないものがあるとして議論の対象になっています。典型的なものは髪型や服装に関する定めであり、最近では男子で人気のある髪型・ツーブロック禁止に関する議論がありました。

また、それとは別に、昨今では、L G B T sといったこれまで存在自体を隠すようにして生きづらさを感じていた方々も皆と同じように生活できるための社会の在り方も探求されており、これは学校という社会でも同様です。加えて国際化が著しい近年では異なる文化や宗教をバックグラウンドに持つ子ども達をいかに受容し、多様性を保持するかも重要な課題となっています。

子どもにとって、学校は人生初期において接する社会です。その社会でいかなる校則に服するのか、校則策定に関与できるのかは、権利や法規範に対する意識にまで影響すると考えられます。その意味で、基本的人権を守るべき立場にある弁護士会には、法的観点から校則を吟味する責任があります。

佐賀県下の中学校では、今年度から校則の見直しを行っているところが多いと

聞いています。その見直しの一視点としていただきたく、当会は法律家の立場から子どもの人権と校則による規制を検討してその問題点を指摘するとともに、現在の校則の見直しについて提言を行うものです。

第2 子どもの権利主体性と校則による制限の可否及び限界

1 子どもの人権及び子どもの権利

(1) 日本国憲法は、個人の尊厳を最高価値とし、基本的人権の保障を大原則としています（13条、97条）。子どもも人格的に自律した存在としてその人権の享有主体であることは明らかです。もっとも、基本的人権といえども「公共の福祉」の観点から最小限度の制約は許されますが、その意味は人権と人権の衝突の場合の調整原理であるとされ、国益とか全体の利益などというものを指すものではありません。

また、子どもの人権については、他者の人権との衝突の場合の調整としての制約以外に、パターナリスティックな制約（他者加害を伴わなくても、その者本人の利益に反するとして公権力が規制する人権制約）の是非が論じられてきました。しかし、この点、従来は、子どもの未熟性を強調するあまりに安易に子どもの人権の制約を認めてきたのではないかとの観点から吟味が必要です。

また、子どもとの関係で特に重要なのが、憲法26条の教育を受ける権利です。子どもは人格的に自律した存在だとしても教育を通じて成長発達する存在であり、教育によって人格の完成を目指し、自己実現を図る十分な力を獲得できるようになります。この意味から、子どもにとって、教育を受ける権利は、成長発達する権利そのものであり、自己実現を実質化する権利という二重の意味があります。

(2) さらに、子どもの権利条約が1989年に国連総会で採択され、我が国も1994年に批准しました。当条約は我が国を含むほぼ世界中の国で法的拘束力を有する子どもの権利に関するスタンダードとしての規範です。

同条約は、子どもの捉え方を、「保護の対象」（もしくは「保護される権利の主体」）というだけでなく、「権利の主体」さらには「権利行使の主体」と複合的に捉えています。また、同条約は、子どもを、「人間」であり、「子ども」であり、「発達成長する存在である」と複合的に捉えています。これらの意味で、伝統的な考え方、すなわち、子どもを未熟な存在であり保護の対象として、パターナリズムによる人権制約（子どもの権利の制約）を安易に認める考えに大転換を求めているものです。

なお、同条約は、締約国に対して子どもの権利の侵害をしない法的義務を課していることに留意が必要です（子どもの権利宣言（国際連合、1959年）のように法的義務を課さない国際的文書とは根本的に異なります。）。

さらに、同条約の内容を見ると、同条約には、①生命への権利及び生存発達の確保（6条）、②あらゆる差別の禁止（2条）、③子どもの最善の利益（3条）、④意見表明権（12条）という基本原則があります。6条は子どもも人格的な自律を有した存在であることを前提にしており、子どもは意見表明権（12条）、表現・情報の自由（13条）、思想・良心・宗教の自由（14条）、プライバシー・通信・名誉の権利（16条）などの権利を有しています。また、子どもは、教育への権利（28条）を有し、その教育の目的として、(a)子どもの人格、才能等の最大限の発達、(b)人権・基本的自由の尊重、(c)多文化共生の尊重、(d)自然環境の尊重などを掲げ（29条）、その目的に沿った教育がなされることを要請しています。

また、同条約12条の意見表明権にも留意が必要です。同条は、「自己の意見を形成する能力のある児童（子ども）がその児童（子ども）に影響を及ぼすすべての事柄について意見を表明する権利を確保する」と規定しています。この意見表明権の特質として、子どもの意見を大人が聞き、受け止め、それを子どもの成熟度や事柄の内容等に応じてそれにふさわしいように考慮することが求められていることに留意が必要です。校則に関しても子どもに影響を及ぼす事柄である限り、意見表明権の対象です。なお、12条について、国際連合子どもの権利委員会から我が国に対し、日本の子どもの意見表見が家庭・学校その他のあ

らゆる場所で軽視されている旨の勧告を度重ねてしています。例えば、2010年6月での勧告では、「児童の意見の尊重」の項で、「…学校が児童の意見を尊重する分野を制限していること、政策立案過程において児童が有するあらゆる側面及び児童の意見が配慮されることがないことに対し、引き続き懸念を有する。委員会は、児童を、権利を有する人間として尊重しない伝統的な価値観により、児童の意見の尊重が著しく制限されていることを引き続き懸念する。」とされています。

以上から見て、校則による子どもの権利の制限に関しては子どもの権利条約に適合するように定める必要があることも明らかです。

(3) 我が国の教育法制として、教育基本法や学校教育法などがあります。教育基本法は、日本国憲法を受けて、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目的を規定しています(同法1条)。

教育基本法や学校教育法等は、少なくとも日本国憲法、子どもの権利条約の範囲内で効力を有し、その効力のある範囲で校則は規制されることになります。

2 校則の定義及び法的根拠

(1) 「校則」は法令用語ではなく、一般には、「学則」「生徒心得」「義務規定」「学習の心得」「図書館等の使用規定」「部活の心得」などの校内規則の総称として使われています。なお、公立小中学校には学則制定義務はありません(学校教育法施行規則3条)。

校則=生徒に直接関係する校内の規則とみた場合、生活指導上の規定、教育課程や成績評価、進級・卒業に関する規定、施設利用の規定など様々です。

「生徒心得」も広くは、

- ア 授業時間・休憩時間・放課後の施設の利用等
- イ 望ましい生活態度、学校内の生活に関する規則
- ウ 礼儀作法、髪型、服装、所持品等の生徒らしさの規制
- エ 学校外での行動の規制(外出の服装規定、立入禁止場所の指定、門限、

アルバイト規制、政治活動の禁止等)

などを含みます。その中のうち、生徒の自由・人権を制約し、それに違反した生徒に対し、懲戒（事実上のものも含む）をもたらすような決まりを検討対象としての校則と捉えるのが相当と考えます。

(2) 校則制定権の根拠

校則制定権の根拠について法の明文はありません。従来、校則制定権を在学関係の法的性質から導く学説が多く唱えられました（特別権力関係説、特殊部分社会説、在学関係管理説、附合契約説、教育委員会管理説、在学関係契約説など。）。

しかしながら、学校の在学関係をひとつの性質でとらえられるわけでもない上、憲法や子どもの権利条約に適合するように校則の根拠とその限界を探るという課題に対しては、在学関係の法的性質論からアприオリに結論が導き出されるものではありません。

結局、学校という政府（文科省、教育委員会）、学校と教師、児童生徒、保護者という四者関係から成り立っている教育の領域では、校則制定権の根拠としては、児童・生徒を中心据えた上で、基本的に他の生徒や教職員の権利との衝突を学校関係者の基本的合意に根ざして具体的に調整するところに存するほかないと考えるのが相当です。

3 校則の内容及び校則による規制の正当化要件・規制の限界

- (1) 学校は憲法・子どもの権利条約・教育基本法等に則り、子どもの成長発達に極めて重要な役割を果たしています。その上、学校は、家庭教育などと異なり、家族等を超えた社会集団によって営まれることから、子どもの社会化の側面も有しています。したがって、学校がその教育目的を達成するために、生徒の教育に適した環境を整備・維持するため生徒に必要な規制をすることができるはある意味当然といえるでしょう。そして、その規制範囲は教育に関する指導が中心ですが、教育に必要かつ合理的な限度で生徒の生活の領域にも及び得ます。
- (2) ただし、仮に、学校（長）に生徒指導の規制権限が認められるとしても、個々

の具体的な規制のすべてが容認されるわけではありません。なぜなら、校則は、教育目的を達成するために制定されるものですが、他方で人格的自律の主体である子どもの自己決定の自由等と衝突し、その人権・権利を過度に制約する危険性もあるからです。校則といえども、憲法や子どもの権利条約のもとにあります。

この点、従来の裁判例では、“内容が著しく不合理なものでない限り校則は違法ではない”との判決が主流でした。このような裁判例では、判決自体において合理的根拠がないと認定した「男子丸刈り校則」も違法ではないとの判断（熊本丸刈訴訟・熊本地裁昭和60年11月13日判決）を安易に生んできました。これらの裁判例では子どもが未熟な存在であるとの強調によって、パターナリストイックな制約を安易に認める発想を色濃く反映しています。子どもの権利条約の子ども観を反映した子どもの人権論、子どもの権利論が法的拘束力も持っている現在、このような裁判例は、保護客体論、パターナリズムによる大幅な権利制限の発想を背景にしており、現行法体系にそぐわないものです。

思うに、子どもの権利条約などに基礎を置き、子どもが人格的に自律した存在であり、自己決定する存在であることを基調に置くと、パターナリストイックな制約も、人格的自律を回復不可能なほど永続的に害する場合にのみ例外的に権力的介入（人権もしくは権利の制約）が認められると考えるべきです。

すると、校則の内容は、教育目的を達成するために必要・不可欠であり、憲法・子どもの権利条約・教育基本法の精神から見て正当なものであり、その手段や手続きも教育的配慮のもとに適正な手続きを踏まえて行われなければならぬと考えるのが相当です。

では、校則が違法か否かを判断するにはどのような基準によるべきでしょうか。先に述べたとおり、憲法や子どもの権利条約で子どもの自己決定権も保障されていることに照らせば、自己決定権及びそれに準ずる権利の制約は厳格に審査されるべきです。

自己決定権等への規制が正当であるか否かを判断するのに、例えば「厳格な合理的関連性の基準」で審査する方法があります。

これは、

- ア) 規制に真に必要かつ重要な学校教育上の目的が認められること
 - イ) 規制目的と規制手段（態様・程度）が実質的に合理的関連性を有すること
- の2要件を満たした校則であるか否かで判断し、いずれかの要件を満たさない場合には当該規制は違法であるとするものです。

4 子どもの権利の明示

なお、我が国の学校の校則には、子ども（児童・生徒）の権利を定めたものを見ることはほとんどありません。

他方、米国マサチューセッツ州では、1974年に「生徒の権利章典」を州法として制定し、生徒の表現の自由等の保障をうたっています。それを受け、同州ボストン学区では「生徒・校長・教師等の権利と責任」を制定し、“生徒に関する規則の開発に参加し、規制について知る権利”“プライバシー権（髪型・服装の自由を含む）”などを制定しています。子どもらを将来の主権者であり平和と民主主義を支える存在として扱うのであれば、校則の中に生徒の権利を書き込むことは、校則制定・変更への参加の権利とともに重要な要素です。

5 生徒の参加

また、子どもが権利の主体であること、また、子どもの権利条約12条の意見表明権の尊重の観点から、校則制定や変更に生徒の参加の手続き的保障が必要です。

第3 佐賀県立中学校、佐賀市立中学校の校則からみる具体的問題点

1 はじめに

以上の観点をもとに、中学校の校則を具体的に検討します。当会は佐賀県及び佐賀市に情報公開請求を行って、佐賀県立の4つの中学校、佐賀市立の18の中学校の校則を収集・検討しました。それらの校則には、次に述べるような共通の問題点ないしは改善点があると考えられます。

詳しくは次項から述べていますが、自己決定権に関する校則について、規制に真に必要かつ重要な学校教育上の目的が認められない、または規制目的と規制手段との間に実質的合理的関連性が認められない校則が縷々見られ、中には人権上明白に問題のある規則もありました。また、校外での子どもの活動に制約を課す校則も多くみられましたが、そもそも校外での活動に制約を課す根拠が明らかではないとの問題点もありました。

子どもの行動・服装等に制約を課す一方、なぜルールが必要なのかといった校則の意義を説くもの、子どもの権利主体性に触れる校則はほぼ皆無でした。また、校則の変更手続や校則変更に関する子どもの意見表明権を定めるものは一つもありませんでした。

以下、校則の内容とその問題点について当会の考えるところを詳述します。

2 規制に真に必要かつ重要な学校教育上の目的が認められない、または規制目的と規制手段との間に実質的合理的関連性が認められないと考えられる校則

(1) 服装、頭髪等について、過度に制約するもの

収集した22の校則全てで服装、頭髪に関する定めがありました。

なお、服装に関しては全ての中学校で制服を採用していますが、そもそも制服は「標準服」であり、中学校が生徒に着用を推奨はできても強制することはできないものです。したがって、制服の着用自体を義務付けする（あるいは生徒の制服の着用の仕方が校則にそぐわない場合には、一度家に帰宅させて校則に従った着用にさせるといった行動制限を行う。）こと自体、法的根拠のないものであることには留意すべきです。

以下は、生徒の任意の着用を前提とする限り制服に関する定めも許容できるという立場から述べています。

ア 服装について

次のような規定が多くみられました。

- ・下着は白とする。
- ・靴下は白とする。

- ・靴は白とする。中敷も白とする。
- ・男子用のカッターシャツは白とする。
- ・ベルトの色は黒とする。
- ・セーター、コート、マフラー、手袋の色は白・黒・紺・茶などの色に限定。
- ・コートは学校指定の物を着用する。ダッフルコートやフード付きは不可。
- ・冬服や合服への切替えの時期が学校指定。
- ・マフラー禁止。
- ・スカートの長さは膝下とする。
- ・靴下はくるぶし丈（くるぶしが出る長さの丈）は不可。
- ・制服に名札を縫い付ける。

(ア) 下着、靴下、ベルト等の色指定について

下着、靴下、ベルト等の色の指定がされていますが、このように規制する教育目的が明らかではありません。学力をつけ、豊かな人間性を育てるとの教育目的の達成のために靴の中敷の色まで白色にする必要性はないと思われます。特に下着に関しては、白はかえって透けやすいことも指摘できるうえ、教員が生徒の下着を目視して違反調査がなされることになるため、生徒に羞恥心を抱かせるなど新たな人権侵害を生み出すこととなります。また、下着や靴下は白色が重視されるのに対して、マフラーやコートなどの防寒具は暗色系が重視される傾向にありますが、暗色系に限定する必要性は乏しいと考えます。冬の夜道などでは暗い色はかえって目立たず、交通事故に巻き込まれやすくなることを考え合わせても、暗色系に限定する必要はないようと思われます。

(イ) 夏服から冬服への切替えの時期の指定、マフラー禁止について

夏服から冬服への切替えの時期の指定、マフラー禁止についても同様であり、規制の教育目的が明らかではありません。なお、個人によって寒暖の感じ方、体調に差がある以上、それを画一的に統制することは生徒

の健康を害することになる恐れがあります。制服のない小学校まで、そして高校卒業後は各人が自身の健康状態に合わせて服装を調整していることからしても、中学校でも生徒の判断に委ねるべきではないかと考えます。

(ウ) スカートや靴下の丈の長さについて

スカートの長さ、靴下の丈の長さに関しても同様です。スカートに関しては、くるぶし丈まで長くしたり、逆に下着が見えるほど短くすることが流行する時期もあったため、学校側が規制を行っているものと解されますが、そうであっても、教育目的に照らしたときのスカートを長くしたり短くすることの弊害、膝下でなければならない理由を丁寧に説明しない限り、規制に重要な教育目的があるとは認められないでしょう。靴下に関しては、ほぼ全ての中学校がくるぶし丈を禁止していました。しかし、くるぶし丈にすることの弊害があるとは考えられず、また、説明している中学校もありませんでした。単純に流行だから禁止するというのでは合理的な制限とはいえず、学力の向上、豊かな人間性の育成といった教育目的にそぐわないため、再考されるべきと考えます。

(エ) 名札について

名札については、教師が生徒の名前を把握しやすいという利益がある一方、制服への縫付けは個人情報を校外の第三者にさらすこととなり、生徒が犯罪に巻き込まれる恐れがあります。実際、多くの小学校では名札は校内のみ着用としています。生徒を危険から守るためにも、名札の縫付けは廃止されるべきであると考えます。縫い付けにせずとも教師が生徒の名前を把握する方法はあります。名札の着用は、教師が生徒の名前を把握しやすいという目的の正当性は認められますが、教育目的達成のために重要であるとまでは言えないでしょう。また、仮に目的の重要性が認められるとしても、制服への名札の縫い付けを義務付けるという手段を取ることは目的達成のために必要ではありません。規制目的と規制手段との間の実質的合理的関連性について考える良い事例であると

いえましょう。

イ 頭髪、眉毛等について

次のような規定が多くみられました。

- ・男子、女子で認められる髪の長さが異なる。
- ・前髪は眉毛にかかるてはならない。
- ・髪を伸ばす場合は、耳より下で耳より後ろで結ぶか、三つ編みにする。
(同様に二つ編みにすることを定めたり、逆に三つ編み禁止のところもある。)
- ・髪を束ねるためのゴム紐、ヘアピンの色を黒、紺、茶などに限定する。
- ・ヘアピンは細くなくてはならない、ヘアバンドは不可など、髪留めの形状に関する限定がある。
- ・男子の髪型で左右非対称カットやツーブロック、頭頂部を立てる等の髪型は禁止。
- ・パーマ、縮毛矯正、染・脱色、ヘアマニキュアは禁止。
- ・整髪料はつけてはならない。
- ・眉毛を剃ってはならない。

(ア) 男子、女子の髪型の差異について

男子、女子で認められる髪型に差をもうけている学校がほとんどでした。しかし、教育目的達成のために男女で髪型に差をもうける理由はないこと、自分がどのように第三者に見られたいかという自己表現の自由の観点からして、認められる髪型に差をもうけるべきではありません。

(イ) 頭髪の長さや髪型について

頭髪の長さや髪型についての規制ですが、上記のように細かく決めるこの合理性が乏しいように思われます。例えば、東京都では都立高校の校則でツーブロックが禁止されていることに関して、東京都教育委員会委員長が「外見等を理由に事故や事件に遭うケースがあるため、生徒を守る趣旨から定めている」と述べたと報道されていますが、髪型を規制することと事故・事件の防止との間に因果関係があるのか極めて疑問

です。学校側は、重要な教育目的を達成するために髪型等を規制する必要があるのかとともに、規制目的と規制手段との間に実質的合理的関連性があるのか納得できる説明が求められます。

(ウ) パーマ等や整髪料、眉毛剃りの禁止について

パーマ等や整髪料、眉毛剃りの禁止についても、規制目的が明らかではありません。そして、仮に規制目的に重要性が認められるとしても、一律に一切を禁止することは過度な制約であるように思われます。髪質の関係上整髪料をつけたりパーマをかけないとまとまらないとか、自身の髪の色や眉毛の形がコンプレックスの生徒などもいるでしょう。要は中学校における教育目的を達成できるかの観点から、より柔軟に対応できる定めにすべきであると考えます。

ウ 昨今では、性自認や性表現の多様性を認める動きが広まり（いわゆるLGBTの問題）、また、グローバル化が深化する中で多様な文化や宗教をバックグラウンドにもつ生徒が増えています。

そのような中では、男女の差が明らかな制服を着用したくない生徒、肌を露出したくない生徒、宗教上の理由から髪を第三者の目に触れさせたくない生徒など、様々な生徒が出てくることが予想されます。

これらの様々な事情に配慮しつつ教育目的を達成するためにも、今一度、校則の意義とその本質を考え直し、校則を定めていくことが必要です。

なお、一部の中学校で女子生徒がパンツスタイルを選択できる等の男女共通制服を導入したことは一歩前進であり、高く評価します。

(2) 所持品の制限

所持品は種々のものがあります。したがって、一律に一定の審査基準で判断することは困難であり、当該物の内容・性質、教育目的達成との関連性、学校側の管理体制などの諸事情を考慮しながら検討することとなるでしょう。

当会が検討した中学校では多くが携帯電話の持ち込みを禁止していました。携帯電話については、授業時間中に操作することで学業が疎かになる懸念もある一方、保護者との連絡用や防犯用品として必要であるとか、現在の情報社会

の中において必須のツールである以上は情報リテラシーを取得するためにも必要であるとの意見があるでしょう。

携帯電話が保護者との連絡用や防犯用品として生徒の身の安全を守るための道具であると考えるならば、その所持に関しては自己決定権に準ずる権利の制約として考えることができます。そうすると、厳格な合理性の基準を参考にしながら、制約の正当性を検討することが妥当でしょう。

このように考えた時、学業への影響から携帯電話の持ち込みを制約することに重要な学校教育上の目的は認められるものの、持ち込み一律禁止とすることは教育目的達成との実質的合理的関連性は認められないと考えられます。つまり、学業への支障がない範囲で、持ち込みを認めることが妥当でしょう。

なお、この点については、本年8月、文部科学省が中学校への携帯電話持ち込みを一定条件のもとで認める旨の通知を行ったことから、各中学校において持ち込みのルール作りが始まるものと思われます。

文部科学省は、持ち込みが認められる条件の一つに、学校と生徒との間で協力してのルール策定を求めていることから、各中学校におかれでは生徒からの意見も聴き取りのうえ、ルール策定を行われるよう求めます。

(3) 校外での活動について制約するもの

多くの中学校で、飲食店、ゲームセンター、カラオケボックスなどの施設への立入禁止を定めており、保護者同伴でも認めないとしているところがありました。また、友人宅への宿泊を禁止している中学校も散見されました。校外活動への制約として、他に、校区外に出るときは原則として制服を着用するよう定めるところもあります。

しかし、学校が子どもの行動を制約できるのは基本的に学校内に限られます（逆に言えば責任も学校内のことに限られます。）。子どもの権利条約5条は、子どもの権利の行使にあたり、親が指示・指導を与える責任、権利、義務が尊重されなければならないと定めており、子どもに対する一次的養育責任は親であると明確に定めています。

したがって、保護者が許可している行動まで校則で一方的に規律することは

できないし、また、学校側の責任を過度に重いものとするので妥当ではありません。この点に関しては、保護者の側にも、学校に子どもの全ての行動の責任を求めるのではなく、保護者側も責任を負うことのより一層の自覚が必要でしょう。

生徒の安全への配慮などから制約すべきと考えられる校外活動については保護者及び生徒への指導にとどめ、一律禁止にすることは再考すべきと考えます。

3 校則の意義、子どもの権利主体性の宣言の導入

校則の意義や成り立ちを説明している中学校はほとんどありませんでした。また、子どもの権利について述べる中学校は皆無でした。

しかし、ルールは、その団体に帰属する構成員皆が納得してこそよく機能するものです。納得していれば生徒も自発的にルールに従います。したがって、校則の意義や成り立ち、その必要性をきちんと説明することが望ましいでしょう。中学校側が生徒に対して説明をするには、教師間でも校則に関する民主的な議論を深める必要があります。「決められているから」「昔からあるから」といった説明ではなく、誰にとっても納得のいく合理的理由を説明できるように中学校側の準備が必要です。

また、義務を課すだけでなく、権利を明記することが望ましいと考えます。義務は、権利同士の衝突を調整するために生じるものですから、なぜ義務が生じるかを理解するためには、自己の権利、他者の権利を理解する必要があるからです（例えば、いくら音楽が好きだからといって数学の授業中に音楽を聞くことが許されないのは、他の生徒の数学を学ぶ権利を尊重するためです。）。加えて、子どもを「子ども」であるとともに、「人間」であり、「発達成長する存在である」とすることは、子どもに「一個の人格」としての自覚を促し、自ら学び考えて規律することを促していくこととなるでしょう。

4 生徒や保護者の意見を取り入れる手続の導入

校則の改訂や見直し手続を定める校則は一切ありませんでした。

校則の制定は校長に裁量があります。しかし、先に述べたとおり、生徒自身が

納得する校則の方が守られやすいものです。生徒自身が納得できない校則、そして、それに対して学校側が理屈で説明できない校則は不合理であったり、時代に合わないものである可能性があるため、改訂を検討すべきです。

改訂にあたっては、生徒自身もルール策定に関与できる方が生徒の納得を得られます。また、生徒自身が自ら属する団体を規律するルールについて考え、どのように改善すればいいのか検討し、集団の合意を得ながら新たなルールを策定することは、民主主義国家の将来の一員としての経験を積むことともなります。実際、佐賀県内でも1990年代ころに伊万里市内の市立中学校で生徒達が発案・積極的行動をすることにより、男子丸刈り校則が廃止された実例があります。これはまさに学校において民主主義が体現された例です。

各中学校におかれては、校則の見直し、改訂のための手続をもうけるとともに、生徒や保護者の意見を聴取して協議するなど手続的な関与を保障する規定をもうけることをぜひ検討いただきたいと考えます。

第4 結論

以上より当会は冒頭の提言をする次第です。

以上